

第3回 釧路地域4市町合併協議会健康福祉小委員会

日 時 平成16年9月30日(木) 午後1時30分から

場 所 釧路市観光国際交流センター 2階 視聴覚室

出席者(10名)

委員長 荒城 健一

副委員長 七里 信三

委員 木村 芳人

小林 正昭

田村 定治

細谷 照雄

工藤 キクエ

橋本 朝由

山田 忠孝

東 利勝

欠席者(2名)

高橋 宏政

鎌田 敏夫

1 . 開会

荒城議長： 皆様ご苦労様でございます。本日はお忙しい中、出席をいただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より「釧路地域4市町合併協議会第3回健康福祉小委員会」を開催させていただきます。規定に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。

会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は総数12名の内10名の出席をいただいておりますので会議は成立しております。

また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定しています。続きまして、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。本日は白糠町の工藤キクエ委員、阿寒町の田村定治委員の2名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

この会議につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

2 . 協議事項

荒城議長： それでは、協議事項に入らせていただきます。協議事項(1)「合併協定項目案の検討について」事務局より説明願います。

事務局： 協議事項の説明の前にお配りしてあります資料について確認させていただきます。はじめに事前に配布させていただいた「健康福祉小委員会第3回会議資料」、「別紙2 協定書整理案」がございますが、本日、差替えをお願いいたします。差替えの修正内容につきましては、A5サイズの用紙に記載のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。さらに本日配布させていただきました「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」でございます。資料についてはよろしいでしょうか。

それでは、協議事項(1)「合併協定項目案の検討について」ご説明をさせていただきます。会議資料2ページでございますが、「合併協定項目案」につきましては、7月7日の合併協議会の全体会議で承認された「合併協定項目一覧」に従い、これまで4市町協議の中で検討・修正された調整方針の内容を盛り込んだものとなっております。他の委員会も同様でございますが、この小委員会で担任する協定項目について、別紙2の「協定書整理案」の中でお示ししている項目ごとの「合併協定項目案」について、その項目に盛り込む内容をご検討いただきたいと思いますと考えております。なお、「合併協定項目案」につきましては、「ア」として記載しておりますとおり、それぞれの項目の後ろに「調整方針要約一覧」として、これまでの協議でまとめました調整方針の内容を一覧の形でまとめておりますが、この一覧の中から住民に深く関わ

る項目を中心に「合併協定項目案」の中に盛り込んでいきたいと考えております。また、「調整方針要約一覧」でございますが、ただ今申し上げましたとおり、これまで協議されてきた4市町の調整方針のうち、調整不要や合併前に廃止となる事業を除き、調整方針の内容を要約したものでございます。この一覧のうち、「取り扱い区分」欄につきましては、「新市でどのような対応になるのか」分かりやすく示すことができるよう、4つの区分に分けて整理しております。1つは「現行のまま新市に引き継ぐもの」ということで、合併に当たっての対応がなく、現行が引き継がれる場合を集約させていただいております。また「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」及び「市(町)の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」の内容につきましては、現行の制度や事業を新市全体に適用する場合、「新市において廃止するもの」の内容につきましては、現行の制度や事業を合併にあたって廃止する場合、「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」の内容につきましては、新市全体に適用するか否かを合併後に検討する場合の4つに区分して整理しております。

また、「調整方針要約一覧」に係るその他の注釈事項といたしまして、(a)といたしまして、1つの調整項目で内容が多岐にわたる場合は、複数の「取り扱い区分」に分割して掲載していること、(b)といたしまして、小委員会が担任する調整項目につきましては、「合併協議会項目番号」欄を網掛け表示していること、(c)といたしましては、「調整を必要とする事項」欄は、調整の方向がよく分かるよう調整方針の内容や補完する事項を要約して掲載していること、また、(d)といたしまして、「合併協定項目(案)」に盛り込む内容については「事業や施設等の名称」及び「調整を必要とする事項」欄に下線で表示しているところでございます。

以上、資料の内容についてご説明させていただきましたが、当小委員会におきましては、これらの資料をもとに、まず「調整方針要約一覧」の「調整を要する事項」欄の記述内容についてご確認をいただいた上で、「合併協定書」に盛り込む項目などについてご検討をいただきたいと考えております。なお、本日も提案しております「合併協定書案」の中には、6市町村時に協議した「先行調整項目」については、すべて盛り込む形で整理させていただいているところでございます。以上、「合併協定項目案」の検討に当たりまして、基本的な考え方を説明させていただきましたが、次に別紙2をご覧くださいと存じます。表紙の特記事項に記載させていただいておりますが、合併協定項目として本小委員会が所管しておりました調整方針修正案のうち、【23-02】「保険事業の取扱い/介護保険事業」【25-07】「障害者福祉事業」【25-08】「高齢者福祉事業」【25-09】「児童福祉事業」【25-11】「保育事業」【25-12】「その他福祉事業」【25-20】「公立病院等事業」の7協定項目は協定書記載文案を含めてご審議いただきたいと思います。

続きまして、19ページにあります【14】「組織機構の取扱い」、22ページにあります【16】「附属機関等の取扱い」、24ページにあります【18】「公共的団体等の取扱い」、30ページにあります【19】「使用料、手数料等の取扱い」、

35 ページにあります【25 - 04】「住民活動支援及び交通関連事業」、37 ページにあります【25 - 10】「保健医療事業」の6項目につきましては、他の小委員会と輻輳項目でございますが、それぞれの項目の「調整方針要約一覧」の中ほどでございます「合併協議会項目番号」欄を網掛けした項目が、当小委員会に関係する部分でございますので、この部分に関してのご確認をいただきたいと考えております。なお、これらの「合併協定項目案」につきましては、他委員会の所管に係る分が現在協議中でありますので、予定稿となっておりますことをご了承願いたいと存じます。

以上、ご説明いたしましたとおり、本日、ご審議いただく合併協定項目案につきましては、【23 - 02】「保険事業の取扱い/介護保険事業」、【25 - 07】「障害者福祉事業」、【25 - 08】「高齢者福祉事業」、【25 - 09】「児童福祉事業」、【25 - 11】「保育事業」、【25 - 12】「その他福祉事業」、【25 - 20】「公立病院等事業」の7協定項目につきましては、項目ごとに説明させていただき、それぞれご審議いただきたいと存じます。また、【14】「組織機構の取扱い」以下の6項目につきましては一括ご説明し、ご審議をお願いいたします。それでは、【23 - 02】「保険事業の取扱い/介護保険事業」から説明させていただきます。

(下記の合併協定項目案について事務局より説明)

【23 - 02】「保険事業の取扱い/介護保険事業」

荒城議長：ただ今、事務局から「合併協定項目案」について説明がありました。これまで4市町で協議してきました調整方針の協議内容につきましては、資料の「調整方針要約一覧」の中で、それぞれ要約、整理をしていただいているところでございますので、「合併協定項目案」の検討に当たりましては、主にその中からどの項目を選択して、載せていくのかということが中心になるのではないかと考えております。それでは、協定項目の順番に従い、まず【23 - 02】「保険事業の取扱い/介護保険事業」について、ご質問、ご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

細谷委員：合併協定項目案に盛り込む内容の中で「合併後2年程度」、「合併後1年程度」とそれぞれ表現されていますが、合併後2年で国の特別対策に統合するということであるならば理解出来るのですが、ここでの「程度」とはどういう意味であるのかをお伺いします。

事務局：「程度」の幅についてのご指摘であろうと思います。6市町村時協議を含めてでございますが、この「経過措置」や「猶予期間」についての議論をして参りました。その時、前提となっていたのが、4月1日を合併期日として想定した時に、各専門部会の中でこの期間について、ある程度の議論がされた経過がございますが、先の4市町協議におきまして、合併の期日が平成17年10月11日に決まったところがございます。そういうことから考えま

すと、1年や2年といった区切りの良い期間の設定を、短縮していくことも併せて想定していかなければなりません。それぞれの事務によって検討する内容、調整しなければならない内容が多々あるかと思いますが、そういう意味から申しますと、合併後速やかに実現しなければならないことが前提ではありますが、ある程度の期間を設けながら調整していかなければならない項目もあるということで、ここでの表現につきましては「程度」という言葉を使わせていただいて、ご提案させていただいているところでございます。

細谷委員： 合併期日が平成17年10月11日であるから「程度」という表現にしたと解釈いたしますが、表現が曖昧だと思います。逆に言えば、2年なら2年、1年なら1年とはっきりと明記した方が分かり易いと考えますし、説明する場合においてもはっきりして良いのではないかと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

事務局： 最初の「介護保険低所得者利用者負担軽減措置」については、「国の特別対策を上回る音別町の措置について2年を目途にこれを整理する」と調整方針の中で表現しております。もう1つは「居宅介護サービス」でございますが、「合併後1年を目途に新市としてのサービスを設定し、地域格差が生じないよう、公益的サービスを図る」となっております。これらはそれぞれ重要な課題であり、住民説明においてご理解をいただく、又は関係機関と調整するといったように一定の時間を必要とするところであり、2年を目途に、あるいは1年を目途に詰めていきたいということで考えておりますけれども、その辺につきましては、目途とした期間を前提として取り組んで参ります。先程説明のありました合併時期との事も併せまして、表現的には多少の幅を持たせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

荒城議長： よろしいでしょうか。

細谷委員： はい。

荒城議長： 他にございませんか。

(「ありません。」の声)

荒城議長： ただ今の【25 - 02】「保険事業の取扱い/介護保険事業」について了承することによってよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

荒城議長： 続きまして、【25 - 07】「障害者福祉事業」について説明してください。

(下記の合併協定項目案について事務局より説明)

【25 - 07】「障害者福祉事業」

荒城議長： ただ今、事務局からの説明のありました【25 - 07】「障害者福祉事業」について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「ありません。の声)

荒城議長： ただ今の【25 - 07】「障害者福祉事業」について了承するという事によろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

荒城議長： 続きまして、【25 - 08】「高齢者福祉事業」について説明してください。

(下記の合併協定項目案について事務局より説明)

【25 - 08】「高齢者福祉事業」

荒城議長： ただ今、事務局からの説明のありました【25 - 08】「高齢者福祉事業」について、ご質問、ご意見はございませんか。

橋本委員： 先程も1年程度であるとか、2年程度という内容についての説明がありましたけれども、「敬老事業」について、検討する期間が3年というのは非常に長すぎると思います。この事業については、もっと端的に期間を詰めて決定すべきではないかと感じました。

事務局： ただ今のご指摘であります。調整方針修正案の協議におきましても同様の趣旨のご発言をいただいております。敬老事業については検討する期間を短縮しながら統合すべきとのご指摘かと思っておりますが、私どもといたしましては、小委員会でご審議をいただき内容を確認していただいた部分について、改めて合併協定書に盛り込みたいということが大前提であります。先の小委員会でも答弁させていただいたと思っておりますが、この敬老事業には地域ごとの歴史がございます。自治体が負担して実施する中で、地域のためにこれまで貢献されてきた高齢者の皆様方にその事業に参加していただいて、感謝の形を表しているというように聞いております。そういう意味では、「3年程度」という内容について小委員会でご承認いただいたということも含めまして、この形の中で合併協定書に掲載させていただきたいと考えております。従いまして、橋本委員のご指摘はご意見として承らせていただきたいと思います。

荒城議長： よろしいでしょうか。

橋本委員： はい。

荒城議長： 他にございませんか。

七里委員： 各自治体において債務負担を伴う事業をたくさん実施している中で、「高齢者福祉施設整備補助」の調整を必要とする事項に「債務負担は引き継ぐ」と記載されております。ここでこの表現にするなら、他の項目でも同様の表現をしていただかないと、受け取る側に見てみますと私たちの事業には債務負担はしてくれないのかといった誤解が生じてしまうような気がします。私の受け止め方が少し足りないのかもしれないかもしれませんが、もしかすると違う意味かもしれませんが、その辺について教えていただきたいと思います。

事務局： 「高齢者福祉施設整備補助」の項目で記載しました「債務負担は引き継ぐ」という表現でございますが、このことにつきましては施設を建設するに当たって自治体が一部負担しているものをどうするのかという関係を整理した部分でございます。そういう意味では、従前から債務負担で自治体が負担していたものが、合併後に消滅してしまうのかどうかという点での心配を想定して「債務負担は引き継ぐ」と表現したものであり、端的には施設ごとに借金を肩代わりさせるということではないといった趣旨でございました。障害者福祉施設の債務負担はどうかという点につきましては、釧路市と音別町がこの制度を持っているところですが、音別町につきましては利子の部分を単年度毎に予算計上して負担しているということであり、釧路市は債務負担行為でこの部分を自治体で負担しております。そういう意味では建設費等を含めて自治体が高齢者福祉施設と同様に債務負担で共にその建設を担ってきたという事実でございます。七里委員がご指摘のように他の施設で債務負担を持ちながら行っているケースについてはどうかという点につきまして、一方では記載があって、もう一方では記載がないというご指摘であろうと思います。そういう意味では、分かり得る範囲の中では、先程審議が終わった項目ではございますが、障害者施設の方でも調整方針修正案の中には「債務負担は引き継ぐ」と記載されておりましたので、小委員会の了解が得られればその部分を記載したいと考えております。専門部会とも内々にお話をしておりましたが、今はこの2項目が想定されましたので、この2項目について統一性を持たせるということでご了解いただければと考えております。

木村委員： この債務負担の内容は各市町により違うのですが、ここでの表現は各市町の内容をそのまま引き継ぐということだと思いますので、その辺りについてどのような協議がされたのでしょうか。例えば「債務負担については釧路市の状況に合わせて実施する」というようなことで論議されたのかどうか、多分、七里委員がおっしゃるような色々と内容は違うと思います。施設整備の借入金の元利金も債務負担にする自治体もあれば、利息だけを負担する場合や土地の借入金についても債務負担する場合等、色々なケースがあると思

ますので、その辺についてどの様に協議されたのでしょうか。今のありのままの各市町の状況を新市に引き継ぐということになれば、ずっとそのまままで実施していくのかお聞きしたいと思います。

事務局： ご指摘の部分でございますが、6市町村時の議論も同様でありました。木村委員がおっしゃるように、新市になったら釧路市の債務負担に全て合わせて実施するというのではなく、各自治体の現行の債務負担をそのまま引き継ぐということであります。その債務負担行為の内容につきましては、ご指摘のように備品調達費のみを負担しているとか、土地取得費も債務負担の中で行っているケース等があり、それぞれ違いがあります。そういう意味では、新市になって債務負担の内容を引き継ぐ場合は、この場合については、具体的には釧路市と音別町だけでございますが、自治体が行っている現行の債務負担をそのまま引き継ぐという形で、6市町村時の協議を含めて専門部会の議論を行ってきたところでございます。ただ、事務的には新市になってからの財政上の関係もあることから、その辺の整理は出てくるかと思いますが、債務負担については、各市町が行っているものをそのまま引き継ぐということで専門部会では議論されたと聞いております。

木村委員： 債務負担をそのまま引き継ぐということは良いのですが、例えば釧路市の債務負担が20年続く、音別町は25年続くということで、それらを継続してきちんと実施していくことは理解しますが、協定書整理案の内容を見ると、今後どのようにしていくかは何も表現されていないので、これからの新規分もそういう形で実施されていくように感じてしまいます。新市における新規の施設整備については、例えば20年間、25年間といった今までの状況と同じ債務負担でもって実施していくのかどうかということについてお聞きします。

荒城議長： 少し休憩いたします。

(休憩)

荒城議長： 会議を再開します。

事務局： まず1点目のご指摘でございますが、「債務負担」という言葉が載っている事項と載っていない事項があるということで、載っていない項目についての債務負担は引き継がれないのかというご心配であると思います。そういった意味からいきますと、債務負担という表現は載せない方向で事務方では調整させていただきたいと考えております。債務負担を引き継ぐということはしっかりと守っていくことであると思っておりますが、ここでの表現上は「債務負担は引き継ぐ」という文言は載せない方向でいきたいと思っております。2点目でございますが、債務負担のケースとしましては、国の制度などに

協調して債務負担するようなケースと独自で債務負担するようなケース等、色々あるかと思います。それぞれの制度について、新市になったら具体的にはどのような方針の基で債務負担を検討していくかということについては、正直に申し上げまして専門部会ではそこまでは検討されておられません。ただ、少なくとも国であるとか北海道の制度と協調して実施するものについては、協調した債務負担の取り方のルールに従って実施していく形になると思っております。また、独自に債務負担する場合につきましては、施設の建設を要望される住民や関係団体等のことを考慮し、施策の中でどのように位置付けていくか、その都度協議させていただきながら、債務負担が必要なものについては行っていきたいと考えております。これは新市の施策といいますか、新市としての判断の中で独自の債務負担については検討されていくと考えております。今の段階でそのような相談があったときに、画一的にどうするかといったところまでの調整はできておりません。

荒城議長： よろしいでしょうか。

木村委員： はい。

荒城議長： 他にございませんか。

(「ありません。」の声)

荒城議長： ただ今の【25 - 08】「高齢者福祉事業」について了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

荒城議長： 続きまして、【25 - 09】「児童福祉事業」について説明してください。

(下記の合併協定項目案について事務局より説明)

【25 - 09】「児童福祉事業」

荒城議長： ただ今、事務局からの説明のありました【25 - 09】「児童福祉事業」について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

荒城議長： ただ今の【25 - 09】「児童福祉事業」について了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

荒城議長： 続きまして、【25 - 11】「保育事業」について説明してください。

(下記の合併協定項目案について事務局より説明)

【25 - 11】「保育事業」

荒城議長： ただ今、事務局からの説明のありました【25 - 11】「保育事業」について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

荒城議長： ただ今の【25 - 11】「保育事業」について了承するということによろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

荒城議長： 続きまして、【25 - 12】「その他福祉事業」について説明してください。

(下記の合併協定項目案について事務局より説明)

【25 - 12】「その他福祉事業」

荒城議長： ただ今、事務局からの説明のありました【25 - 12】「その他福祉事業」について、ご質問、ご意見はございませんか。

木村委員： 「社会福祉協議会への委託業務」の項目の中で「現行の委託を継続し、合併後1年程度で業務内容を協議調整」と表現されており、合併後1年程度で協議することは理解しますが、4市町における業務内容について言えば、色々と内容の違いがあるのではないかと思います。例えば、公的、法的な部分の介護保険であるとか老人福祉法等に基づく委託業務を受けているもの、あるいは違う団体の業務を社会福祉協議会が引き継いでいるなど、4市町の現状は違っていると思います。これらの業務内容をどのように整理をして再編や調整を図ることとしたのか、その辺について専門部会での議論の内容をお聞きます。

事務局： 調整方針修正の段階における専門部会の議論では、各自治体が社会福祉協議会に委託している業務について、今後どうあるべきかということを議論させていただいた経過がございます。従いまして、4市町の中で社会福祉協議会に委託している業務内容がそれぞれ違いますので、その部分を調整していくことが、この項目の中での考え方であるということをご了承いただければと思います。また、自治体以外からの委託業務についての議論は、専門部会の中ではまだしておりませんので、その辺も合わせてご了解いただきたいと思います。

思います。

木村委員：今の説明は理解いたしますが、公的な部分は明らかになっているので分かりますと思いますけれども、それ以外の委託業務ではっきりと区別できない業務があるのではないかと考えます。社会福祉協議会が自治体以外からの業務を勝手に請け負っているとは考えておりません。例えば、社会福祉協議会が老人クラブの業務の一部を引き受けたり、違う団体がそれを引き受けたりすることは、自ずと各自治体の行政指導や色々な体制があって実施している気がします。それを介護保険であるとか、老人福祉、障害福祉等に区分したの後は勝手にどうぞ調整してくださいということなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

七里委員：どの様な福祉事業を新市で展開していくかということは、新市の総合福祉計画に基づいていくものと思います。社会福祉協議会とタイアップして実施していかななくてはならない事業について、構想の中で官が実施すること、民が実施すること、あるいは協調しながら実施していくことを煮詰めながら1つずつ整理していかないと、なかなか煮詰まっていけない大変な事業だと考えます。そういった意味から、木村委員の提案や質問は、今まで各自治体においてバラバラの形で実施されてきた事業が、新市の総合福祉計画の中で現行を引き継ぐことだけでよいのかといった疑問があつての質問ではないかと思えます。そういうことを考えると、新市の総合福祉計画の中で社会福祉協議会と詰めていくとか、調整機関をつくりながら調整していかないと駄目ではないかといったような話に受け取っておりました。

工藤委員：社会福祉協議会の関係につきましては、新市になった場合に社会福祉協議会を一本化しなければならないという国の指針があります。7月29日に白糠町で理事会があり、4市町から社会福祉協議会の役員が各5名ずつ選出されて、月3～4回程度の会議を実施しているところですが、社会福祉協議会を一本化した時に、各市町の社会福祉協議会では、どの様な活動をするのかという話をその会議の中で煮詰めながら進行していると思います。私は白糠町の社会福祉協議会の理事になっておりまして、4市町から各5名ずつの役員会議の中で話が決まり次第、理事である私たちにも内容が流れてくることになっております。社会福祉協議会を一本化した段階でどの程度、どの様なことをするのかという内容は、現時点においてはまだ決まっていないのではないかと思いますので、この協定書整理案の中では「合併後1年程度で業務内容を協議調整」という表現で収めておいた方がよいと思います。

木村委員：実は私も社会福祉協議会の当事者として、その会議に参加して協議を進めているところで、今日も事務局長等専門部会が阿寒町で開かれておりました。社会福祉協議会の中でも、音別町、白糠町、阿寒町で実施している内容、団体事務の仕方が違いますので、新市になった時にそれをするとかしないとか

はなかなか言える段階ではないのではないかと思います。公私ということでは私の部分であっても、当初は各町においても行政からの何らかの指導があったのではないかと思います。例えば、保護司の事業を実施するなど、色々なことがあります。そういう中で、釧路市の社会福祉協議会が実施している内容と全く違う事業を実施されている場面で、社会福祉協議会での調整作業がスムーズに流れて行かないのではないかと考えます。各自治体においてどのようなアドバイス、指導、協力体制があって実施されているのか見えてきませんので、専門部会においてどのような調整がされているのかお聞きしたいと思います。自治体からの公的な部分の問題については内容を協議したけれども、それ以外は協議していないということなのではないでしょうか。そうしますと、七里委員がおっしゃるように、新市になったら社会福祉協議会の中の論議をもって、今後は事業を実施するしないを判断するというにはなりませんでしょうし、新市が実施しなくても良いといっても、今までの歴史からやはり地域としては受けなければならないということもあるわけです。そう考えた時に、なぜ先程の質問をしたかと申しますと、今後の社会福祉協議会の体制の中でそういった事務を行ったときに、人員配置であるとか財源の問題も出てくるわけですので、そういう行政の協力が無ければなかなか進まないということもあるのではないかと考えて専門部会にお聞きしたところでございます。

事務局： ご指摘がありましたように、社会福祉協議会が独自に実施していくということには当然ならないでしょうし、自治体が自治体独自にそのことを考えていく事にもならないだろうと事務局としては整理させていただきました。そのことは、社会福祉協議会と自治体が協議をして、今後の計画、事業内容について当然詰めていくことが必要であるといった整理をさせていただければと思っております。

荒城議長： よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

荒城議長： ただ今の【25 - 12】「その他福祉事業」について了承するというのでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

荒城議長： 続きまして、【25 - 20】「公立病院等事業」について説明してください。

(下記の合併協定項目案について事務局より説明)

【25 - 20】「公立病院等事業」

荒城議長：ただ今、事務局からの説明のありました、【25 - 20】「公立病院等事業」について、ご質問、ご意見はございませんか。

（「ありません。」の声）

荒城議長：ただ今の【25 - 20】「公立病院等事業」について了承するということによろしいでしょうか。

（「はい。」の声）

荒城議長：続きまして、【14】「組織機構の取扱い」以下の6項目につきまして一括説明してください。

（下記の合併協定項目案について事務局より説明）

【14】「組織機構の取扱い」

【16】「附属機関等の取扱い」

【18】「公共的団体等の取扱い」

【19】「使用料、手数料等の取扱い」

【25 - 04】「住民活動支援及び交通関連事業」

【25 - 10】「保健医療事業」

荒城議長：ただ今、事務局からの説明のありました、【14】「組織機構の取扱い」以下の6項目について、ご質問、ご意見はございませんか。

荒城議長：私の方から質問をしたいと思います。【25 - 04】「住民活動支援及び交通関連事業」の「2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」の（3）に「北方領土問題対策」という項目が健康福祉小委員会に出てきた経過を説明してください。

事務局：6市町村時の現況調書において、釧路町、阿寒町及び鶴居村から社会福祉事業の一環として北方領土の関係が提案として出されまして、住民生活小委員会においても同じ様な議論がございました。この小委員会でお見せしてありました現況調書の内容からいきますと、北方領土復帰期成会が実施する署名活動の関係や啓発事業を含めた事業としては同じ内容でした。そういう意味では、住民生活小委員会で表現される「北方領土返還運動事業」に含めて議論されて然るべきだという意見がありましたが、行政として押さえている部分がこの項目で挙がって来たということですので、項目としては削除しておりません。内容としては一致している部分でもありますので、その辺の経過を合わせてご了解いただければと思います。

荒城議長：分かりました。他にございませんか。

工藤委員：【25 - 10】「保健医療事業」の「2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」の(20)に「予防接種」に、協定書整理案の中で「インフルエンザの個人負担額をワクチン代の実費相当額とし、1回につき1,050円に統一」とありますが、今年のインフルエンザが流行した時に、ワクチンの保有数に限りのある個人病院ではワクチン代が2,800円というところもあれば、3,500円というところもありました。これは確認ですが、インフルエンザのワクチンに対する個人負担額は、今後は1回につき1,050円に統一ということで、それぞれの病院で差は出ないと考えてよろしいのでしょうか。

荒城議長： 暫時休憩といたします。

(休憩)

荒城議長： 会議を再開します。

健康福祉専門部会： インフルエンザの関係でございますが、これは予防接種法で決まっております、65歳以上の高齢者が該当することになっております。医療機関によりましては、それぞれ手技料であるとか、ワクチンの仕入れ金額等により単価が違ってありますが、個人負担していただくのはワクチン代としての1,050円だけということで、残りにつきましては自治体がそれぞれの医療機関に対して支払う形になります。

工藤委員： 65歳以上の方々が該当するということで理解してよろしいのですか。

健康福祉専門部会： 予防接種法で高齢者の予防接種は65歳以上と決まっております、65歳未満の方々が医療機関でインフルエンザの予防接種を受けた場合は全額自費になります。

荒城議長： よろしいでしょうか。

工藤委員： はい。

荒城議長： 他にございませんか。

橋本委員：【18】「公共的団体等の取扱い」の「2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」の(8)「幼稚園関係団体」についてですが、幼稚園関係団体については、おそらく教育専門部会で色々と検討されていると思いますが、せっかくの機会ですから伺いたいと思います。ただ今、国においても幼保一元化ということで色々と協議されているようではございますけれども、

4市町の現況を見たときに、釧路市は圧倒的に多くの公立保育園が運営されているのではないかとと思いますが、他の3町においては公立保育所もあり、公立幼稚園もある、更には私立幼稚園もあるという状況です。しかも、今は少子化で園児、幼児がどんどん減っていく状態にありますが、引き続き経営していかなければならない状況でもあります。幼稚園の役割であるとか、保育所の役割ということは理解いたしますが、それは置いておいて、そういう現状の中で新市が誕生した時に、現状のまま設置し運営していくことが協議されているのか、あるいは、例えば公立幼稚園は廃止して公立保育所に一本化するとか、各自治体において色々と検討されていると思います。やはり、合併の趣旨ということでは、一応は財源の問題もありますが、少子化の中でも少なくともそれ相応の陣容というものは保有しなければならないということと考えますと、幼稚園と保育所のあり方というものについて、もう少し突っ込んで検討する必要があるのではないかと思いますので、幼保一元化についてどのような協議がされたのか、分かっている範囲内で教えていただければと思います。

七里委員： 幼保一元化に関してですが、これは国レベルで決めることなのか、新市のレベルで決めてよいものなのか、初歩的な質問ですが教えていただきたいと思います。また、管轄が厚生労働省と文部科学省でそれぞれ違うわけですが、その中で決められた1つの方針に基づいて実施されることなのか、更に「障害児保育」という項目の中で出てきた障がい者の未受け入れという問題等も関係してきますので、その辺の基本的なことについてもお尋ねします。

もう1点は、橋本委員から質問のあった「保育園を市で運営している」ということの中には、幼稚園であるとか保育所だけでなく、例えば老人の施設や障がい者の施設であるとか、施設自体を市で運営しているところもありますが、財源を考えていった場合に、そういった施設も民間で運営していくのか、それとも市でそのまま運営していくのかということが論議されたのかどうか、その辺についてお聞きします。

事務局： 基本的に今までに専門部会等で調整してきた内容は、4市町で実施している現行の事業をどうするかということを中心に検討してきたところですので、今までに出された沢山の質問の中では、専門部会の方で協議が十分にされているのかとなりますと、少し違った一面があるかと思いますが、私の方で総括的にお答えさせていただきたいと思います。1つには人材育成と申しますが、そういった幼い時からの教育については、これからの少子高齢化の中で必要であるということは、新市建設計画等の中でもしっかりと盛り込んでいるところです。そういった中で調整方針を検討していますが、幼保一元化に向かって、あるいはそういった考え方に向かって何か具体的な計画を作っているのかということになりますと、そのところまではいっていませんので、新市になって作られる総合計画に、今のご指摘の点については踏まえていただけるような形で引き継いでいきたいと思っているところです。それ

から、そういったような形でいきますと、障がい者の受け入れの方針や考え方等につきましても、やはり新市のリーダーとなる方のお考え方等を踏まえさせていただき中で、新市としての方針を決めさせていただきことになるのではないかと考えております。また運営の形でございますが、こういった一定程度の面積はありますけれども人口が少なく、全国的に見ると人口密度の比較的低い地域にあつては、こういったような事業、保育園、幼稚園等、色々な形があろうかと思ひます。これを支えていく事は大変であるといった経過の中から、それぞれの町の中で民では出来ない部分やどのような形で実施すれば一定のサービスが住民に提供されるであろうかということをお考えながら、公で設置するという事も含めて考えられてきたのではないかと考えているところでございます。ただ、首長さん方のご意見等々を含めて皆様のご意見をお聞きしますと、これからの時代は仮にそういった形の中で行政と民とが協働して実施する場合において、施設は公で造ったにしても、運営については民が実施するという方向が必要ではないかということをお意見として聞くところでございますので、そういったことを念頭に置きながら、これからの行政が進められていくのではないかとお認識を持っているところであります。合併協議の中でお答えするだけの用意はございませんけれども、今後はそういった形の中で、行政は進められていくのではないかと考えております。

荒城議長： 新市の行政という部分の中で、あるいはこの小委員会に参加している各議員もいらっしゃいますので、こういうことを念頭において、新市の中で頑張っていきたいということおです。他にございませんか。

(「ありません。」の声)

荒城議長： ただ今の【14】の組織機構の取扱い以下の6項目について了承するという事によろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

荒城議長： それでは全体を通して質疑はございませんか。

細谷委員： 【25 - 20】「公立病院等事業」の(1)「公立病院、診療所の施設及び体制」についておです、協定書整理案の中では、3町の病院及び診療所は「将来は現市立釧路総合病院の分院化等を調整する。医師の給料は分院化等の調整と併せて整理する」となっておりますが、その中でもう1つ欠けていることがあると思ひます。この協定書整理案には、医師が欠けた場合にはどのような対応をするのか、医師が欠けて不足した場合には現市立釧路総合病院から派遣するのか、あるいはそのまま欠員のままとするのかということについて謳われていません。医師が欠員となった場合の対応について、どんな検討がされたのかをお聞きします。

事務局：この話題につきましては、専門部会での検討の他に助役の皆さんや首長の皆さんとの中で色々と相談させていただいております。その中で地域医療ということで考えた時に、医者が基本的には24時間、その町に住んでいただけるということが大事ではないかというお話をいただいているところです。もう1点は、もし医師が欠けた時に、そういった地域に来てくれる医師がいるのだろうか、24時間居ていただくことは大変うれしいことですが、要はそれに応えていただける人材を求めることが出来るのだろうかといったことが課題となっているところです。そういった意味からいきますと、「医師職の給料は将来における分院化等の調整と併せて整理」となっておりますが、最大限の努力はしたい、そういったような地域の皆さん方の要望に応える形で努力はしたい、だけれども相手方との中でどこまで応えられるかということです。いずれにいたしましても、その地域の最終的な医師の配置というのは、その時のそれぞれの新しいまちの首長の責任において何らかの人材の手当がされるものと思っております。ですから、ここの中で明確にどういう形で行われるのかということを示すのは難しいことではありますが、そういったような方向で共通認識を持っているというところであります。

細谷委員：24時間体制が必要な場合もあるでしょうが、例えば白糠町の診療所の場合は医師が1名しかいないという現状で、その医師が辞めてしまった場合には、「首長が責任を持って対応するまでの間は、現市立釧路総合病院から医師を派遣する」と謳えばよいのではないかと考えます。24時間体制ではない場合の対応はどのようになるのでしょうか。

事務局：仮定の話ということで、今いらっしゃる医師の方々には是非ともそのままお願いしたいという思いがありますので、そういった時には現市立釧路総合病院とのタイアップということも視野の中にあると思います。

細谷委員：「調整を必要とする事項」欄に、として「医師が欠員となった場合は、現市立釧路総合病院から医師を派遣する」と謳えないものかと思えます。現市立釧路総合病院の分院化を調整すること、給料は分院化の調整と併せて整理することは書いていますが、ここには音別、白糠や阿寒において医師が欠員となった場合に、どこから医師が派遣されるのかが謳われていないわけです。地方によっては医師が欠員するということは相当な問題ですから、「欠員となった地域には必ず現市立釧路総合病院から派遣します」と謳えば、我々も地域に帰って説明できるところですが、逆に何も謳っていないと、欠員となった場合は首長が責任を持って派遣すると言っても、それが1週間なり10日位ならよいですが、欠員が何ヶ月も続くとなると、入院患者もいる中で地域においてはかなりの不安があるわけです。ですから、「欠員となった場合については、必ず現市立釧路総合病院から派遣します」と謳って欲しいと思えます。

事務局：いくつかのご意見があろうかと思っています。基本的に時間が限られたと
いいですか、24時間体制ではなく9時から5時までというような、ある程度
の勤務時間の範囲の中で居ていただくということで、地域の住民の皆様がご
納得していただけるという立場に立つか、あるいは24時間居ていただけるこ
との安心の方を重点的に置くかどうかではないかと考えております。今、お
話させていただいているのは、色々な情報交換の中で、基本的に24時間勤務
をしていただける方を探していきたいという思いの方があるのではないかと
いうことで、今のお話のような形でここでしっかりと謳い切るという方向よ
りは、責任を持って探す形での整理ということで、ご理解いただきたいと考
えておりました。

細谷委員：ですから24時間体制ではなく、9時から5時までの勤務時間の間で欠員と
なった場合にどうするかということです。現市立釧路総合病院の分院ですか
ら、必ず現市立釧路総合病院から医師を派遣するということがきちんと謳わ
れないと困りますし、逆に24時間体制と言われても困るわけです。分院であ
る限りは、必ず現市立釧路総合病院から医師を派遣するということをきちん
と謳っておかなければならないと思います。これは強く要望します。

荒城議長： 暫時休憩といたします。

(休憩)

荒城議長： 会議を再開します。

事務局：正直に言ってお答えしにくいところもありますが、現在居ていただい
ている医師の方には引き続いて居ていただきたいということを前提に考えて
おりましたので、先程からも言うておりますように、そういった望みが叶わ
ないとする仮定という条件でいきますと、新しい市長が対応するという中で、
その時には現市立釧路総合病院の医師というのも選択肢の中にあるというこ
とで、ここは読んでいただきたいと思っていますところでは。

細谷委員：ですからきちんと現市立釧路総合病院から医師を派遣しますと謳わないと、
首長が責任を持って対応しますと言っても住民は心配であり、納得しないと思
います。新市になったら、旧3町には首長がいなくなるのですから、誰が
責任を持って対応するかというと新市の首長であります。そうであるのなら、
現市立釧路総合病院が中核となって各町の病院、診療所が分院となるのです
から、医師が欠員となった場合は現市立釧路総合病院から医師を派遣します
と謳わないと、地域の住民としては納得しないと思います。私としてもここ
に表現していただかないと納得しません。この次までに検討して文言を入れ
ていただきたいと思います。

事務局：大変重要な問題であります。1つは現在でも市立釧路総合病院の医師は地域医療に関わりを持っていらっしゃると思います。ですから、色々な町の病院等の医師が留守の時には、市立釧路総合病院が基幹病院として一定の対応をとらせていただいております。今のお話の点ですけれども、勤務の条件が月曜日から金曜日までの毎日のことを指すのか、あるいは特定の日のことを指すのかといったことはありますけれども、今の表現の中で読んでいただくということにはならないでしょうか。

細谷委員：月曜日から金曜日までの毎日ということではなく、欠員となった場合には責任を持って現市立釧路総合病院から医師を派遣しますと謳えばよいと思うわけです。今それが言えないということは、派遣が出来ない理由があるから、あるいは医師との話し合いもあるから派遣しますと謳えないのではないですか。我々としては、医師が欠員となった場合は月曜日から金曜日まででもよいから、責任を持って必ず現市立釧路総合病院から医師を派遣するというように謳って欲しいわけです。現行の病院、診療所は現市立釧路総合病院に分院化します、給料は分院化の調整と併せて整理しますとは書いていますが、肝心の医師が居なくなった場合はどうするのかと言われた時に、何も謳っていないので、それは首長が責任を持って対応すると言っても納得しないと思います。ですから、欠員となった場合には責任を持って現市立釧路総合病院から医師を派遣しますと、きちんと書き込んでいただきたいということが私のお願いであります。ここで答えられないということであれば、この次までに検討していただくようお願いいたします。

東委員：白糠町の細谷委員が言われた意見ですけれども、音別としましても、そう遠からずその様な状況に入っていくような雰囲気がありますので、私も是非とも今の文言の中にその言葉も入れていただきたいですし、医師の勤務体制が時間指定で、仮の話で9時から5時までとなりますと、夜間などを含めた救急体制の形にも絡んでくるのではないかと思いますので、今後、専門部会でそれらを含めた中で十分に検討していただきたくことを切に要望いたします。

山田委員：音別町の東委員、白糠町の細谷委員の両委員からご発言がありましたけれども、やはり協定書整理案の中に文面として、きちんと「現市立釧路総合病院から医師を派遣します」という項目を是非作っていただきたいと思っております。と申しますのは、勤務体制は月曜日から金曜日までということではなく、やはり過疎のまちですから、24時間体制での派遣をお願いしたいと思っておりますので、その辺もお汲み取りいただきまして、何とかそういう方向での対応をよろしく申し上げます。

荒城議長：暫時休憩とします。

(休憩)

荒城議長： 会議を再開します。

事務局： 委員のご指摘の点は十分に承知したいと思いますけれども、新しい首長が責任を持って対応していただくという理解の中で、ここでの表現をご理解いただければと思っております。

荒城議長： そういったことでよろしいですか。

(「はい。」の声)

荒城議長： その他ございませんか。

(「ありません。」の声)

荒城議長： ただ今、事務局から提案のありました協議事項1「合併協定項目案の検討について」終了させていただきます。

3. 次回小委員会の開催について

荒城議長： 続きまして、会議次第(2)「次回開催日程について」事務局から説明を願います。

事務局： 次回開催日程でございますが、本日もご提案し、ご承認いただいたことにより健康福祉小委員会に係る課題の協議が終了したところでございます。従いまして、今後健康福祉小委員会に諮る案件が出てきた場合には、委員長と相談させていただき、改めて委員の皆様にご連絡したいと思います。そのため次回は未定ということをお願いします。

荒城議長： ただ今、事務局から次回の開催については協議事項が終了したことから協議すべき事項が生じた時に改めて開催日を決定したいという説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

荒城議長： それでは、会議次第(3)「その他」となりますが、事務局から何かありますか。

事務局： ございません。

荒城議長： それでは、委員の皆さんから何かございますか。

(「ありません。」の声)

4 . 閉会

荒城議長： それでは、以上で予定されておりました協議事項につきまして全て終了いたしましたので、第3回健康福祉小委員会を終了させていただきます。皆様、大変ご苦労様でした。

(閉会 午後3時38分)

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会健康福祉小委員会 委員長（議長） 荒城 健一

釧路地域4市町合併協議会健康福祉小委員会 委員 工藤 キクエ

釧路地域4市町合併協議会健康福祉小委員会 委員 田村 定治